

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関するQ&A

2026年（令和8年）3月時点

No	Q	A
1	一時預かりとの違いは何ですか。	【一時預かり】は、保護者の就労やリフレッシュなど、保護者の立場からの必要性で預かりを行うものです。また、実施は自治体の任意です。 【こども誰でも通園制度】は、子どもの良質な成育環境を整備し、子どもの育ちを応援する、子どものために「通う」という考え方を基本としています。R8年度から、全ての自治体で実施されます。
2	一時預かりと併用することはできますか。	利用の条件を満たす場合、併用も可能です。
3	幼稚園のプレ保育に通っているのですが、併用することはできますか。	利用の条件を満たす場合、併用も可能です。
4	育休を取得中ですが、利用することはできますか。	利用の条件を満たす場合、利用可能です。
5	保護者が就労していなくても、利用することができますか。	利用にあたり、保護者の就労等の条件はありません。 保育所等に通っていない、0歳6か月から満3歳未満児であれば利用可能です。
6	障がいのある子どもも利用できますか。	実施施設により異なります。総合支援システムで施設を検索する際に、受入れを行っているか確認ができます。
7	利用の申請は、郵送や窓口でも受け付けていますか。	利用申請をはじめ、利用予約等も「総合支援システム」というこども家庭庁が整備するシステムを利用するため、郵送や窓口では受け付けておりません。申請方法が不明な場合には、お問い合わせください。
8	複数の施設を利用することはできますか。	可能です。複数の施設を利用する場合は、それぞれの施設で初回面談が必要です。また、複数の施設を利用した場合でも、子ども一人当たりの利用可能時間は、1か月4時間までとなりますので、ご注意ください（各施設で4時間ずつ使えるということではありません）。
9	利用当日は、家までお迎えに来てもらえますか。	施設による送迎は行っておりません。保護者の方に送迎をお願いしております。
10	利用当日に子どもが体調不良になった場合は、どうすればよいですか。	お子様が体調不良の場合は、施設の利用を控えてください。予約していた施設には、早めのご連絡をお願いします。なお、体調不良によるキャンセルの場合、利用可能時間は消費しますが、キャンセル料は発生しません。
11	給食は提供されますか。	施設により異なりますので、ご確認ください。
12	給食のアレルギー対応は可能ですか。	施設により異なりますので、ご確認ください。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関するQ&A

2026年（令和8年）3月時点

No	Q	A
13	子どもの送迎は、保護者以外が行ってもよいですか。	原則、総合支援システムに登録している方が送迎を行ってください。他の方が送迎をされる場合には、事前に施設へご相談をお願いします。
14	保護者が一緒に施設に入ることもできますか。	お子様が慣れるまでは、「親子通園」という形で一緒に通園することが可能な場合もあります。施設にご相談ください。
15	施設では、どのような資格を持った方が担当してくれるのですか。	本事業に従事する職員は、保育士資格を有するか、研修を修了していることが条件となっており、少なくとも1名は保育士を担当者として配置しています。
16	他市町村の施設を利用することはできますか。	利用可能時間内であれば、市内・市外を問わずに利用することができます。
17	総合支援システムへの登録は必須ですか。	利用申請や予約管理等は総合支援システムを使用して行うため、皆様に登録していただいています。登録方法が不明な場合は、お問い合わせください。

【問合せ先】 事業内容に関すること：子ども総務課 ☎0466-50-3562  
 利用申請に関すること：保育課 ☎0466-50-3526